

〔検討事項〕 □政策執行に関する監視、評価（※要執行部協議事項）

1. 考え方について

議会は、市長その他の執行機関及びその職員との緊張関係を常に保持し、独立・対等の立場において、市長その他執行機関に対して監視及び評価を行う。

2. 福島市議会の状況

□執行機関の監視・評価に関する議会の権限、機能

- ・地方自治法第 100 条に基づく「100 条調査権」：当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
- ・地方自治法第 98 条第 1 項に基づく「検査権」：地方公共団体の事務に関する書類等を検閲し、首長等に報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。
- ・同条第 2 項に基づく「監査権」：監査委員に対し、地方公共団体の事務に関し監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

□議員個人の権限、機能

- ・一般質問：当該団体の行政事務全般について口頭で執行機関の見解を求める。

3. 参考条文、参考事例等

○さいたま市

第 4 条（議会の活動）

議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (2) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて市長等の事務を監視し、政策の効果を適切に評価すること。

○上越市 第 11 条（市長等との関係）

議会は、市長その他の執行機関及びその職員との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

○北九州市 第 2 条（議会の役割及び活動原則）

議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。

※地方制度調査会（第 29 次）「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について」より抜粋

（平成 21 年 6 月 16 日）『議会制度のあり方』議会の監視機能は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該地方公共団体の行政全般にわたって果たされるべきである。』